

農林水産省告示の一部改正について (種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産九三）
- 競馬法施行規則の一部を改正する省令（同九四）

〔告 示〕

- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官の指定する施設として指定した件（防衛施設庁一一）
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六一五）
- 日本国に帰化を許可する件（同六一六）
- 種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産二一四三）
- 保安林の指定をする件（同二一四四～二一五〇）
- 中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件（経済産業四三二）

- 高速自動車国道に関する件（国土交通一五三四）
- 船舶気象通報規程の一部を改正する件（海上保安庁三三三）
- 道路に関する件（関東地方整備局三五八）
- 道路に関する件（中部地方整備局一四〇～一四二）
- 都市計画に関する件（中国地方整備局九八）
- 山国川水系山国川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件
- 山国川水系山国川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四〇）
- 大分川水系大分川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同三九）
- 大分川水系大分川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四〇）
- 大分川水系七瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四一）
- 大野川水系大野川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四二）
- 大野川水系乙津川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四三）
- 五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四四）
- 五ヶ瀬川水系大瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四五）
- 嘉瀬川水系嘉瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四六）

- 六角川水系六角川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四七）
- 六角川水系牛津川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四八）
- 六角川水系武雄川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（同四九）
- 道路に関する件（北海道開発局一二七、一二八）

- 〔人事異動〕
最高裁判所 秋田県 群馬県
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
官庁事項
百里飛行場民間共用化事業に係る環境影響評価書の縦覧について
（関東地方整備局・東京航空局）
- 労働
最低賃金の改正決定に関する公示
（岩手労働局最低賃金公示六）
- 国家試験
公認会計士試験の試験場
（公認会計士・監査審査会）
平成十六年度二級管工事施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）
平成十六年度二級造園施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（同）
- 〔地方自治事項〕
〔公 告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく登録割賦購入あっせん業者の営業廃止、無縁墳墓等改葬関係
裁判所
相続、除権判決、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
日本道路公団工事一部完了、日本道路公団料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係
地方公共団体
職員の免職処分関係
会社その他

省 令

○農林水産省令第九十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第六項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十二月十日

農林水産大臣 島村 宜伸

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中

「しいたけ等

うすひらたけ種、えのき
たけ種、エリンギ種、お
おひらたけ種、くりたけ
種、くらあわびたけ種、
しいたけ種、しろたけ種、
たけ種、たもぎたけ種、
つくりたけ種、なめこ種、
ぬめりすぎたけ種、はた
けしめじ種、ひめまつた
け種、ひらたけ種、ぶな
しめじ種、まいたけ種、
むきたけ種、やなぎまつ
たけ種及びやまぶしたけ

「しいたけ等

うすひらたけ種、えのき
たけ種、エリンギ種、お
おひらたけ種、くりたけ
種、くらあわびたけ種、
しいたけ種、しろたけ種、
たけ種、たもぎたけ種、
つくりたけ種、なめこ種、
ぬめりすぎたけ種、はた
けしめじ種、ひめまつた
け種、ひらたけ種、ぶな
しめじ種、まいたけ種、
むきたけ種、やなぎまつ
たけ種及びやまぶしたけ
種

改める。

別表第五第四号を次のように改める。

四 あらげきくらげ種、うすひらたけ種、えの
きたけ種、エリンギ種、おおひらたけ種、き
くらげ種、きぬがさたけ種、くりたけ種、く

ろあわびたけ種、こむらさきしめじ種、しい
たけ種、しろたけ種、たまちよれいた
け種、たもぎたけ種、つくりたけ種、とんび
まいたけ種、なめこ種、おうちしめじ種、ぬ
めりすぎたけ種、はたけしめじ種、はなびら
たけ種、ひめまつたけ種、ひらたけ種、ぶな
しめじ種、まんなたけ種、ほんしめじ種、
まいたけ種、まんなたけ種、むきたけ種、
むらさきしめじ種、やなぎまつたけ種及びや
まぶしたけ種

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第九十四号

競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第二
十條第一項の規定に基づき、競馬法施行規則の一
部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十二月十日

農林水産大臣 島村 宜伸

競馬法施行規則の一部を改正する省令

競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十
五号）の一部を次のように改正する。

附 則

都道府県又は指定市町村は、特別競馬のほか、
平成十七年三月三十一日までの間に限り、平成
十六年新潟県中越地震による災害復旧のための
施策を行うのに必要な資金を拠出するため、競
馬（以下「新潟県中越地震災害復旧競馬」とい
う。）を開催することができる。この場合におい
て、当該新潟県中越地震災害復旧競馬を開催す
る都道府県の区域（当該新潟県中越地震災害復
旧競馬を開催する者が指定市町村である場合に
あつては、当該指定市町村の区域を包括する都
道府県の区域）の年間開催回数については、当
該新潟県中越地震災害復旧競馬の開催回数が別
表第一の下欄に掲げる回数（附則第五項の規定
により特別競馬を開催する場合にあつては、同
項後段の年間開催回数）に追加されたものとみ
なす。

11 附則第六項から第九項までの規定は、新潟県
中越地震災害復旧競馬について準用する。この
場合において、附則第六項中「前項」とあるの
は「附則第十項」と、「特別競馬」とあるのは「新
潟県中越地震災害復旧競馬」と、「三回」とある
のは「二回」と、附則第七項中「附則第五項」
とあるのは「附則第十項」と、「特別競馬」とあ

るのは「新潟県中越地震災害復旧競馬」と、附
則第八項各号列記以外の部分中「附則第五項」
とあるのは「附則第十項」と、「特別競馬」とあ
るのは「新潟県中越地震災害復旧競馬」と、同
項第一号中「特別競馬の対象となる事業」とあ
るのは「新潟県中越地震災害復旧競馬の売得金
の一部をもつて行うこととなる平成十六年新潟
県中越地震による災害復旧のための施策」と、
同項第二号、第三号及び第四号中「特別競馬」
とあるのは「新潟県中越地震災害復旧競馬」と
読み替えるものとする。

12 附則第十項の規定により都道府県又は指定市
町村が新潟県中越地震災害復旧競馬を開催しよ
うとする場合における第八條第一項の規定の適
用については、同項中「三十日」とあるのは「十
日」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○防衛施設庁告示第十二号

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律
施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十
二條の規定に基づき、防衛施設庁長官が指定する
施設として次のものを指定したので、同令第十九
條の規定により、告示する。

平成十六年十二月十日

防衛施設庁長官 山中 昭衆

航空に関する資料及び防衛施設周辺的生活環境
の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一
号）に基づき、施策に関する資料の展示の用に供す
る施設と集会、展示会その他の催しの用に供する
広場とが一体的に設置される施設

○法務省告示第六百十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七
条ノ二第一項の規定により、次の一に掲げる公証
人に電磁的記録に関する事務を行わせ、次の二に
掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせ
る旨の指定を廃止する。

平成十六年十二月十日

法務大臣 南野知恵子

一 千葉地方方法務局所属 小田 攻
水戸地方方法務局所属 小野田禮宏

二 東京法務局所属 秋山 規雄
同 遠藤 寛
同 坂井 智
同 前田 邦博
同 中尾 勇
同 新井 克美
同 金田 泰洋
同 山口 勝之
同 福井 大海
○法務省告示第六百十六号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ
れを許可する。

平成十六年十二月十日 法務大臣 南野知恵子

住所 鹿児島県鹿屋市白水町283番地
ハビーン・フアルマン・ハビーン・フアルカビ
昭和28年7月1日生
住所 神戸市灘区友田町4丁目4番17-903号
藤谷司 昭和54年9月5日生
住所 愛知県岡崎市北野町二番83番地
史秋風 昭和27年12月16日生
史英隆 平成3年1月19日生
住所 埼玉県所沢市栗原町1丁目2928番地88
アスカ・クナーレック 昭和61年2月11日生
住所 東京都世田谷区上北沢3丁目1番19号
マニチ・クナーレック 昭和63年10月27日生
住所 福岡市博多区蒲田1丁目27番11号
陳美玉 昭和29年5月22日生
住所 愛知県西加茂郡藤岡町大字深見字向イ河
1077番地22
陳曉綺 昭和59年10月27日生
住所 滋賀県守山市小島町1855番地3
嚴孝之 昭和49年7月2日生
住所 大阪府高槻市芥川町2丁目19番13号
劉平吉 昭和30年2月24日生
住所 埼玉県所沢市狭山ヶ丘1丁目16番地8
安杜彦 昭和49年1月28日生
住所 神奈川県鎌倉市二階堂2番地
王宗道 昭和27年4月8日生
周兼若 昭和27年8月9日生
王輝 昭和53年7月18日生
王郁 昭和54年10月16日生
住所 京都市右京区西院東東川町82番地
王峰 昭和57年6月29日生

